地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百三十四号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直**人

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百三十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第二款　職員の派遣」を「第二款　職員の派遣」に、「第四章　財産区」を「第四章　財産区」に改める。

第五条第二項中「以て」を「もつて」に改め、同条第三項中「附けて」を「付けて」に改め、同条第四項中「第二項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その」を「前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の」に改める。

第九十一条第一項中「以下条例制定又は改廃請求代表者」を「以下「条例制定又は改廃請求代表者」」に改め、同条第二項中「前項の請求」を「前項の規定による申請」に、「以て」を「もつて」に改め、同条に次の三項を加える。

第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条第一項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下「選挙権を有する者」」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、同条第二項中「おす」を「押す」に、「写」を「写し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三項中「おす」を「押す」に改め、同条第四項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、同条第五項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、同項第五号中「第九十条第五項」を「第九十条第三項」に改め、同項第七号中「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に、「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第九十九条及び第百条を次のように改める。

第九十九条　第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第六項各号
	普通地方公共団体の長	監査委員
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第五項
第九十二条第三項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第九十二条第四項及び第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第七項
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第五項
第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第六項